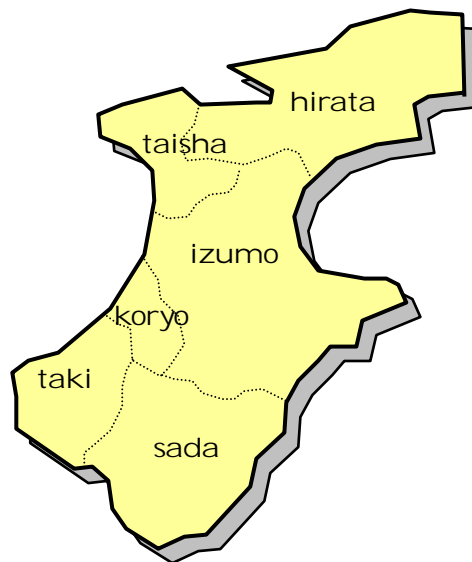


第10回 出雲地区合併協議会

会 議 録



日 時：平成16年8月20日(金)14時00分

場 所：ラピタウェディングパレス

1 会議の名称等

会 議 名	第10出雲地区合併協議会					
開 催 日 時	平成16年8月20日(金) 14時00分~15時21分					
開 催 場 所	ラピタウェディングパレス(出雲市今市町) 天雅の間					
出 席 状 況	委員総数	34名	出席委員数	32名	会議の成否	成
会議録署名委員	坂根 守委員(多伎町)			渡部 良治委員(佐田町)		

2 会議の出席者

(1) 役員・委員等

役 員	会 長		副 会 長			
		西尾 理弘	長岡 秀人	荒木 孝	桑原 壽之	伊藤 裕
所 属	議 長		議 員		学識経験者	
出雲市	三上 辰男		寺田 昌弘		西田 郁郎 福田 康伴 増原 久子	
平田市	常松 吉幸		日野 恵行		原田 清造 熊谷美和子 飯塚 俊之	
佐田町	渡部 勝		深井 徹郎		飯塚 勉 渡部 良治 三島多喜子	
多伎町	柳樂 和利		坂根 守		(欠席) 石飛エミ子 石飛 尙	
湖陵町	立花 也		小村 宏行		柳樂 和夫 三原 伸治 今岡 純子	
大社町	佐貫 吉孝		古福 康雅		室家 隆一 木村 槇江 岩石 秀一	
共通委員			萬代 宣雄 [いづも農業協同組合代表理事組合長] 三好 清文 [平田商工会議所会頭] 今岡仁左恵 [佐田町商工会会長]			

欠席：石飛 正委員(多伎町) 江田 小鷹委員(出雲商工会議所会頭)

顧 問	吉原 弘次 [島根県出雲総務事務所長]
-----	-----------------------

監査委員	勝部 一郎 [出雲市監査委員] 多々納幸造 [大社町監査委員]
------	-------------------------------------

(2) 幹事会

所 属	助 役
出雲市	野津 邦男
平田市	加田 幹男
佐田町	田中 雄治
多伎町	(欠席)
湖陵町	山根 貞守
大社町	藤原 博志

幹事長 副幹事長

(3) 各市町合併担当部課長

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目 俊策	出雲市総務部長
"	児玉 進一	出雲市総務部次長
"	山田 俊司	出雲市合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
"	松田 隆昭	平田市総務課長
"	川瀬 新	平田市総務課課長補佐

所 属	氏 名	職 名
佐田町	大谷 昌武	佐田町合併対策室長
〃	佐貫 守	佐田町合併対策室課長補佐
多伎町	石飛 正登	多伎町理事
〃	森脇 悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山 雅夫	大社町広域振興課長

(4) 事務局職員

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	妹尾 克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 (兼計画班長)	坂本 純夫	平田市	総務班・計画班(新市建設計画、財政計画関係) 担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班	班長	三浦 俊明	多伎町 庶務・広報、会議運営
	班員	長廻 修一	
計画班	班員	妹尾 淳也	出雲市 新市建設計画・財政計画関係
	班員	松浦健一郎	
調整1班	班長	今岡 範夫	湖陵町 総務・企画、財政、議会、消防関係
	班員	林 辰昭	
調整2班	班長	山本 積	佐田町 住民・福祉、教育・文化関係
	班員	原 康正	
調整3班	班長	糸賀 敬吉	出雲市 産業、建設・上下水道関係
	班員	金築 教治	

(5) 分科会等

所 属	氏 名
財政プロジェクト(座長)	伊藤 功(出雲市財政課長)
組織・人事分科会(分科会長)	梶谷 基雄(出雲市人事課長)
出雲市外4町広域消防組合	大田 茂(消防長)
〃	板垣 祐治(消防次長)
出雲市外6市町広域事務組合	板倉 勝己(環境事業課長)

3 議題

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - 報告第30号 総務・企画小委員会報告について
 - (2) 議案事項
 - 議案第75号 一般職の職員の身分の取扱い(その1)について
(協議第18号 総務・企画小委員会付託)
 - 議案第76号 消防、救急の取扱いについて
(協議第20号 総務・企画小委員会付託)
 - (3) 合併協定書(案)について

5 報告

- (1) 斐川町に係る現行の一部事務組合処理事務の新出雲市での取扱い方針について
- (2) 新出雲市本庁舎の整備問題について
- (3) 合併協定調印式・記念講演会について

6 その他

7 閉会

4 議事の要旨

別添資料及び次のとおり。

1 開会

[太田参与](司会・進行)

ただいまから、第10回出雲地区合併協議会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配布しております会議資料により進めさせていただきます。本日の次第でございますが、会議資料の3ページに掲載しておりますので、こちらをご覧くださいませようをお願いいたします。

それでは、ここで西尾会長からあいさつを受けたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2 会長あいさつ

[西尾会長]

いよいよ2市4町の合併協議会が第10回を迎えるわけでございます。本日の協議会は、最後の2、3の議案をこなしますと、合併協定項目として掲げておりました全ての議案をご了承いただいたということで、いよいよ合併協議を終了するという極めて重要な、歴史的段階を迎えた訳でございます。

昨日の台風一過、涼やかな秋風の感じられる今日この頃でございますけれども、思えば平成13年10月、2市5町による任意協議会、あるいは研究会を始めて以来、2市5町の段階で、このような合併協議会を、本会議だけでも14回、今年3月末からの2市4町による合併協議会の総会が今日で10回目、その他小委員会等を数えてみますと、実に104回の会合を重ねてきたこの3年近い歳月でございました。色々と問題も出たり、調整に労を取ったり、お互いに了解し合ったり、色々な山越え谷越えで今日この日を迎えることになったわけでございます。今日はそういう意味で、ただ今から説明いたします議案を最終的に色々ご協議いただき、ご確認いただき、無事全合併協定項目が終了するようお祈りいたしまして、みなさま方のご協力を心からお願い申し上げます、私の開会のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

[太田参与]

ありがとうございました。

ここからの会議の進行は、協議会規約の規定により西尾会長をお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名について

[西尾議長]

それでは、恒例によりまして、会議録署名委員について順次私の方から指名させていただきたいと思っております。

会議資料4ページの表に載せているところでございますが、本日の会議録署名委員は、多伎町議会議員の坂根守委員と、佐田町学識委員の渡部良治委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

4 議事

(1) 報告事項

報告第30号 総務・企画小委員会報告について

[西尾議長]

まず報告事項でございます。

報告第30号、総務・企画小委員会の報告でございます。柳樂和夫委員長から報告願います。

[柳樂和夫委員長]

～報告第30号について説明～

[西尾議長]

ありがとうございました。

ただ今の報告について、後ほど議案として提案する内容についての質問、意見は、議案のところでは伺うということにしたいと思います。すなわち、職員の身分の問題、消防、救急の取扱いの問題は、後ほど議案のところでご審議いただきたいと思います。

その他のこと、庁舎の整備について何かご意見がございましたらお願いしますが、これも後ほど市長・町長会の考え方をご披露申し上げまして、ご了承いただくという場を設けておりますので、そのようにご理解いただければと思います。特にこの際ご発言がございましょうか。

～意見なし～

それでは、この総務・企画小委員会委員長報告、報告第30号はよろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは次に、議案の方に移らせていただきたいと思います。

(2) 議案事項

議案第75号 一般職の職員の身分の取扱い(その1)について

(協議第18号 総務・企画小委員会付託)

議案第76号 消防、救急の取扱いについて

(協議第20号 総務・企画小委員会付託)

[西尾議長]

まず、資料の7ページでございますが、議案第75号、一般職の職員の身分の取扱い(その1)について、総務・企画小委員会でご審議いただいた結果、ここに議案を提示するものでございます。

まず、この議案第75号について事務局から説明願います。

[妹尾局長]

～議案第75号について説明～

[西尾議長]

速やかに(ラスパイレス指数を)100以内にし、そして、給与制度については、合併時に調整・統一するという点、以上議案第75号の説明をさせていただきましたが、この75号につきまして、何かご意見・ご質問等がございましたらどうぞよろしくお願いたします。

色々ご論議いただいてきた経緯もありますが、むしろこれは、合併時に向って、執行部、行政の側でやっておかなければならない仕事がたくさんありまして、これからが大変な仕事でございます。

[萬代委員]

3番目に、ラスパイレス指数が100以下云々ということがあるわけですが、もう少し具体的に言うということなのかと思います。例えば、100以下にして合併しますということなのか、既に100以下のところがあるので、そういうところを100に上げて合併するということなのか、そこら辺りがこの文章では・・。「調整」という言葉があるので、「調整とは何ぞや」ということになるのかもしれませんが、そこら辺りをどういうお考えでスタートしようとしておられるのか説明いただけたらと思います。

[野津幹事長]

給与に関しては、3番目に書いてありますように、合併時までに国家公務員の基準に照らして調整をすることです。それで、「速やかにラスパイレス指数が100以下になるように調整する」というような総務・企画小委員会での方向でございますが、2市4町の職員の給与体系、給与実態は、それぞれ独自、まちまちでございます。「調整をする」ということは、合併時において同一の給料表を作るわけでございます。同一の給料の基準を作るわけでございます。それに基づいて初任給換算からし直して、同一のレベルに合わせるわけでございますが、その際に、これから作業を行いますので、具体のことはやってみないと分からないわけですが、合併時に低い職員は一気に給料額を上げる、高い職員は合併時に一気に下げるということではなく、調整ということで、年次的に2市4町の合併した職員の給与水準を同じ水準に持って行こう、なおかつラスパイレス指数を100以下にしていこう、という小委員会としての結論ではなからうか思っているところでございます。これから具体の作業を進めて参ります。

[萬代委員]

基本的には「年次的に」という話が出てきたわけでございますが、「年次的に」というのは、例えば2年とか3年とか、そういう目標はありますか、ありませんか。

[野津幹事長]

2市4町の職員一人一人の給与について初任給からやり直して、新市の給料表に当てはめた場合にいくらになるのかを出すわけございまして、それでどれだけの開きがあるかということです。例えば、水準まで4号の開きがある、4号上げなければ水準に持って行けないという場合には、「速やかにラスパイレス指数を100以下になるように」ということとも相まるわけでございますが、4年で水準に持って行くのか、何年で持って行くのかということはこれからでございます。

[萬代委員]

合併の話とは違いますが、今までも出雲市で同じような議論をしてきた経過があります。何年かかるか分からないという形であるとすれば、非常に市民のみなさまにも分かりにくいと思います。低い人を上げる、高い人を下げるということを一気にやることは難しい部分があることは分かりますが、何年かかってもやむを得ないという方向で首長会では議論されているのですか。どうですか。

[西尾議長]

我々の作業としては、ラスの水準が今年の4月でどの程度になっているのかということがあります。国家公務員の勧告も出たようですが、これらと照らし合わせて、最新のどの水準にあるのかということをもまず把握しなければならぬと思います。正確なところは分かりませんが、平田市の場合は若干上がってきている、出雲市の場合は若干下がってきているというようなこともございます。合併時においては、給料表の基準は統一のものを作るということで、それを個々に当てはめる時に、やはり「速やかに」とありますから、合併後1、2年の間でできればいいと思います。例えば、高いところであれば、その給与水準は、当該人物の給料表も含めて1、2年待ってもらおうという形で、全体が同じところへ収斂していき、その収斂した結果が、100ないしは100以内になるという努力をしなければいけないと思っております。「合併後速やかに」ということは、通常の解釈であれば、1年ないしは2年というところではないかと思っております、この合併協定を乗り越え

て、合意を遂げられたことが明確になった段階で、2市4町の首長間で十分協議をし、議案の精神、趣旨を活かして、みなさま方のご期待に応える努力をさせていただきたいと思ひます。

[萬代委員]

市民の方から「どうなるのか」と聞かれた時に、「速やかに」という言葉が入っているが、それは1年ないしは2年で、3年ということはない、という理解でいいですか。

[西尾議長]

「速やかに」ということを通常解釈いたしますと、そういう理解で行くべきですし、我々もそういう方向で努力すべきだと思っております。

[萬代委員]

今回は通常の考え方でやってもらえるということですね。

[西尾議長]

通常の考え方で行きたいと思ひます。

[寺田委員]

私もこの小委員会に加わっておりました。これだけの文章ではなかなか表現できない部分がたくさんございます。従って、小委員会も回を重ね、継続、継続という形で随分検討したこともございます。ここで一々その内容については申し上げませんが、十分に議事録を読んでいただいて、きちんと首長会、あるいは幹事会、あるいはこれから作業に入られるであろう事務方で十分に反映させていただきたいと思ひます。そして、「合併時まで」ということを常に言っております。ですから、合併時までにはどうしなければいけないのか、合併後は、萬代委員が言われるように、1年か2年かというようなところまで披瀝しておりますので、十分に議事録を読んでいただきたいということと、何らかの形で合併時までにご報告をお願いしたいという要望をさせていただきます。

[西尾議長]

ありがとうございました。

合併時までには首長会は作業を重ねますし、合併協議会の委員のみなさまも、私の理解では来年3月21日まで任期がありますので、随時報告の機会を持たせていただきたいと思ひます。ご理解いただきたいと思ひます。他に何かございますでしょうか。

～意見なし～

それでは、今のような論議を得まして、この議案第75号にご賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思ひます。

～挙手全員～

全員にご賛同いただきました。ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第76号に移らせていただきたいと思ひます。

これは、総務・企画小委員会に付託いたしました消防、救急の取扱いについてご審議いただくものでございます。まず事務局から説明願ひます。

[妹尾局長]

～議案第76号について説明～

[西尾議長]

4番目の消防団の組織のところまでありますが、これは、こちらで報告し、小委員会に付託した案文と同じであるということでございます。

ここでの焦点は、斐川町の消防・救急業務に係る取扱いでございます。このことを含めて、この際ご質問・ご論議がありましたらよろしくお願いたします。

～意見なし～

後ほどこのことに加えて、斐川町とのごみやし尿等、その他の行政業務についてどういう風に考えるのかということにつきまして、まとめて市長・町長会としての考え方を報告いたしたいと思ひます。

それでは、そういう前提で、この議案第76号にご賛同いただける方を挙手で確認させていただきたいと思ひます。

～挙手全員～

全員の賛同をいただきました。ありがとうございました。

(3) 合併協定書(案)について

[西尾議長]

それでは、これで3月31日以来10回にわたる合併協議会でご審議いただきました合併協定項目の審議は終了したわけでございます。

これを受けまして、合併協定を交わすということになりますので、実は今日は、合併協定書の案として資料1をお配りしているところでございます。

後ほど事務局からご案内いたしますが、この協定書の調印をもって一つの区切りとなり、また、来月になりますと、構成市町の各議会でご承認をいただくという形で最終的に確定するわけでございます。この段階で、合併協定書の調印を9月1日に予定しておりますが、それに先立って、今日お目通しいただくというものでございます。何分にもこれまでに論議したものを全部入れておまして、詳細にわたっておりますが、「合併協定項目一覧表」を配っておりますので、これを見ながら説明させていただきます。

1番の「合併の方式」からありまして、24番の「各種事務事業の取扱い」は、33項目にわたっているところでございます。今まで報告、審議した結果の集約でございます。これを読み上げると大変ですので、今までのことがきちんと書いてあるという前提でございまして、これを聞き取りたいと思ひます。なお、事務局にも厳しく言っていますが、字句の間違い、ワープロミス等々がないように更に精査させますが、今日はこの資料をみなさま方にお持ち帰りいただきまして、お気付きの点がございましたら事務局に至急ご連絡いただきたいと思ひます。それぞれの目で確認していただきたいと思ひます。特に、ご審議の担当の部門あるいは事項について、よろしくお目通しいただきたいと思ひます。

この次の合併協定調印式では、これを確認し合うということでございます。何かこの協定書(案)につきまして、この際ご意見等がございませうでしょうか。

～意見なし～

実は、協定書の最後のところに「調印書」というのがございまして、これを見ていただきたいと思ひます。

9月1日の午後1時半から予定しております調印式では、まず2市4町の市長・町長が署名をするということでございますが、50ページの方を見ていただきますと、立会人として、本合併協議会委員のみなさま全員にご署名いただくということになっております。議長さんはもとより、議会代表の方、学識委員、共通委員ということで2市4町共通の委員、それぞれの市町を代表される方々全員のご署名をいただくということになっております。協定書調印のセレモニーでは、全員では時間がかかりますので、立会人のみなさまの署名は、式が終わってから一斉にやっただけということになるかと思ひます。それと、県知事にも署名をいただくということでございます。ご参考までに報告しておきます。後ほど事務局から説明する予定だったので、

併せて報告させていただきます。

印鑑は要りません。署名で結構でございますので、よろしくお願いたします。
大体よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、合併協定書の調印の際にはよろしくお願申し上げます。

以上で本日予定しておりました議事は終わったわけでございますが、続いて報告案件が3件ございますので、順次報告に移らせていただきたいと思います。

5 報告

- (1) 斐川町に係る現行の一部事務組合処理事務の新出雲市での取扱い方針について
- (2) 新出雲市本庁舎の整備問題について
- (3) 合併協定調印式・記念講演会について

[西尾議長]

まず、資料2についての報告でございます。

先ほども言いましたが、斐川町に係る現行の一部事務組合処理事務の新出雲市での取扱い方針は、2市4町の市長・町長会で共通認識の下に確認したものでございます。資料2をご覧いただきたいと思います。重要なことでございますので事務局から説明をしてください。

[妹尾局長]

～資料2（「斐川町に係る現行の一部事務組合処理事務の新出雲市での取扱い方針について」）について説明～

[西尾議長]

若干補足いたします。

このような基本方針の下で、具体的な条件等については、新市発足までに斐川町と協議するということですが、「具体的な条件等」というもので一番重要なことは受託費です。委託される、それを受託するに当たって料金をいくらお願いするのかということ。こういう交渉設定が重要なことではないかと思えます。その他色々な条件がございますが、基本はこういうことだということ。基本はこういうことだということ。基本はこういうことだということ。

そして、「可燃ごみ処理」以下のところで「財産共有」とあります。財産を共有せずに一旦清算し、今まで支出したいたものは斐川町にお返しするというのではなく、財産は共有し、サービスについて受託するという関係です。現在ある財産に故障等があれば、修繕に要する費用については分担して支出をお願いするということになるかと思えます。

特に、平田・斐川では火葬場を建設中でございますが、50対50で負担をされているようでございます。これについても、その実態を尊重し、なおサービスは新市において受託するというところで協力を申し上げるという考え方でございます。

ここで1つ、消防の問題について、昨年10月頃に新聞に出たことがございますが、消防庁から全国に通達が出ております。これは、合併がどんどん進むということで、消防のサービスはできるだけ大きな地域でくくって、安全・安定のサービス体制を取って欲しいということをや要請したものでございます。

私は、消防庁の幹部とこのことについて協議いたしました。本出雲圏域については、当面3年間は受委託で、その先は適切に判断しなければいけないところがありますが、斐川町と出雲市との関係の実態、斐川町の考え方は、色々紆余曲折がございましたが、そういう事情の中でこのようにセットすることは、この地域の特異な問題であり、その事情は分かるということで了解をいただいております。全国の一般ルールと個別の対応の問題ということで了解し合ったところでございます。我々としては、この方針に沿って粛々と対応していくということではないかと思えます。全国でも2万8千という規模の自治体であれば、単独消防はたくさんございますので、そういう形になるかと思えます。願わくば、3年後に消防庁も心配しないようにうまく行くことを

願っておりますが、我々の今のセットとしてはこういう形であるということをご了解いただきたいと思っております。

介護認定審査会について、斐川町が単独で審査会を作られるということですが、特に精神科の先生が足りなければ、出雲圏あるいは外からもお求めいただくことができますし、人材については色々と協力を求めることは可能だという前提でこういう形を取らせていただいているところでございます。

以上補足説明させていただきました。

それでは、斐川町に係る現行の一部事務組合処理事務の新出雲市での取扱い方針についてはご了承いただけますか。

[坂根委員]

斐川町との消防については3年以内ということですが、6日の総務・企画小委員会の時やそれ以外の時でも、3年は長いということが大分出ました。最終的には、幹事会で決められた3年ということになりましたが、6日の小委員会の前に、斐川町の町長と議長が、小委員会の委員長や副委員長を訪問され、「とにかくよろしく頼む」と言われたことがあったそうです。新市としてこういうことを決めるのですが、斐川町からの返事を聞いた気がしません。「3年でがんばってやります」とか、そういう返事を聞いたことがないのですが、斐川町からの返事というのはどうなっているのですか。いつ返事をもらうのか、これを守ってもらえるのかといった、その辺の詰めはどうなっているのでしょうか。

[西尾議長]

これは、単独行政単位を選択された斐川町として協力要請という形で来ておりますので、この要請を受けて、この半年間熟読玩味、要望書も随分検討を重ね、首長会で論議を重ね、首長会としての行政責任ということでの最終結論でございます。これは、協議をして合意を遂げるというのではなく、要望を受けてどう判断するかという問題でございますので、基本的には交渉ということではありません。やはり、お互い対等の行政体同士で考えた時に、これがいいという判断でございます。我々としては、住民福祉、住民行政の基本的なサービスでございます消防体制については、斐川町として十分ご立派になさっていただくことに行政の独立の意味合いがあると思います。しかし、足らざるところがあれば補う、助けるという精神は持って行くということです。全住民のみなさまの幸せを考えて、そういうことは考えていくということを総合的に考えた時の1つの結論であるという判断でございます。今日ご了解いただきますと、我々といたしましては、この趣旨で斐川町の方にご通知申し上げるという形になるわけでございます。

なお、今まで要望を受けて、我々との質疑応答の中で、斐川町側に、3年は長いという意見もたくさんある、自主独立ということで決断されたからには、斐川町のプライドにおいてもそのようながんばりが期待されているし、そのことが住民のみなさんに安心していただける道である、というニュアンスで随分お知らせしているところでございまして、斐川町におかれましても、2市4町の首長等の意見はこういう形になることはご存知のことと思います。そういうことで、我々は、今日結論をここに報告申し上げまして、了解をいただければ、これを受けて通知申し上げるということになるかと思っております。この通知を受けて、具体的なことについては、お互いに協議の場を設けていくという形で次に移って行くということでございます。

他にございますか。

～意見なし～

それでは、この取扱い方針はよろしゅうございますか。

～了承～

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に資料3の方に移らせていただきたいと思います。

新出雲市本庁舎の整備問題についてですが、これも総務・企画小委員会に執行部案、執行部の現段階の考え方として報告させていただいた上で、柳樂和夫委員長の下で意見交換をしていただいたところでございます。

なお、総務・企画小委員会に属されていない委員の方も多いわけですので、8月6日の総務・企画小委員会に出しました「2市4町市長・町長会議での見解」について簡単に触れさせていただきます。

～資料3の2ページ(「平成16年8月5日 2市4町市長・町長会議での見解」)について説明～
それでは、資料3の1ページを読んでください。

[妹尾局長]

～資料3の1ページ(「新出雲市本庁舎の整備問題について」)を朗読～

[西尾議長]

以上のような見解でございまして、この合併協議会の場におきまして報告申し上げ、ご理解おきいただきたいということでございます。

これにつきまして、この際ご質問等がございましたらよろしくお願い申し上げます。

[三好委員]

この前の法定協の時にもこの問題が出て、かなり周辺部から、私も含めて異論が出たわけですが、あえてまたここに出てきたというのは、それを覚悟の上だろうと思います。

確かに新庁舎の必要性はあるだろうと思いますが、これから地元説明会とか色々なことをして行く中で、ここでこういうものがポンと出てきますと、まず一番最初に取りかかる事業ということで、庁舎の建設に係る事業が一番早く進みそうだという印象を与えかねません。やはり全てが出雲市中心で動いて行くのではないだろうか、ということになると思います。まだ合併協としてこれから地元説明をしなければいけない中で、こういうものがポンと出るというのは、非常に、我々としては「はい、分かりました」とここでは言えないわけです。もしこういう検討委員会を作られるというのであれば、国づくり計画に基づいて、周辺部にもどういった施設を作るのかという検討委員会も同時に立ち上げてもらいたいと思います。そうでなければ、出雲市だけが立ち上がったって、周辺は何もないということで、地元説明会に入ってその問題を突かれた時に、早急ではない、検討委員会を立ち上げるということなので早急に作るものではないと言っても、なかなか通るものではありません。その辺のご配慮をいただきたいと思っております。

[西尾議長]

ありがとうございました。

この前も三好委員から同じような趣旨のご発言をいただいておりますが、他方我々としては、合併協の場でこの問題をこういう形でご報告するなり、ご意見を伺わないまま新市に向かった場合、合併協で1度も論議されなかった庁舎問題が出てくるということについては、新市としてのプロジェクトが色々ある中で、この問題はかなりウェイトの高い問題になってくるわけですので、この際こういう問題があるという共通認識を持っておいていただいた方がいいのではないかとことです。隠していたということがあっては決していけませんし、正直にこの問題もありますということを申し上げておいた方がいいのではないかとことです。

ただ、おっしゃいますように、これが先に出て、あとのものが調整されるというものではございません。新市共通の施策としては色々各市町の立場から出ておきまして、2市4町の執行部の検討作業の中でも、共通的な施設はどういうものがあるのかということ色々論議した経緯もございます。しかし、建物の問題性から言っても、このことは一応言うておく必要があるのではないかとことです。その他、体育館とか学校施設とか、あるいは共通の交流施設とか、私が具体的なことを言うと問題がありますが、色々なものがあるわけです。それはお互いに当然のこととして理解しておかなければいけないと思います。決して「これ(新市庁舎)があって、あとは・・・」という話ではございません。

[三好委員]

首長会でこういうものを検討したということであればいいのですが、「ご理解とご協力をお願いします」と言われると、「そういうことは困ります」となります。我々はあくまでも反対ですので、首長会でこういう結論になりました、ご披露しますという程度で収められればいいのですが、「ご理解ください」と言われると一言言わざるを得なくなります。

[西尾議長]

分かりました。

首長会で論議した現段階での考え方の報告ということでご了承いただきたいと思います。色々まだご議論があるかと思いますが、新市の議会、執行部で十分お考えいただくことでありますのでご了承いただきたいと思います。

[飯塚俊之委員]

私は、2市5町の時に新市名称・庁舎検討小委員会に属させていただいておりました。その時と条件が変われば、色々なことを考えるのはやぶさかではないと思いますが、あたかも新庁舎ありきという論調の説明でして、特に、本年に入り新しい事態になったとか、状況が変わったと書いてありますが、駅前矢尾線の拡幅工事などはもっと前に分かっていた問題であって、昨年の小委員会の段階でも分かっていたことがなぜ今になって出てくるのか、私は不思議でなりません。あの時の議論のベースとして出しておくべきであって、なぜ今協議がまとまるようになってから出てくるのですか。何年も前から分かっていた問題が、なぜあの時に出ずにここで急に出てくるのか、その辺の説明を求めたいと思います。

[西尾議長]

これは、各市長・町長がどういう考えなのかははっきり確認をしていませんが、私は少なくとも2市5町の協議の時には参加させていただきまして、首長会で確か斐川町長から提案がありましてみんなが賛同したのですが、2市5町がまとまれば島根県の合庁の所管範囲と同じになる、行政の重複だということで、合庁は新市と一緒に仕事をするれば良く、そうなれば、合庁の建物は市庁舎に転用できるのではないかとということで、私はすっかり安心して、とにかく合庁に入るということを頭に入れながら議論を整理し、あえて県道拡幅の話は少なくとも執行部側からは出さなかったということがございます。みんなそういう気持ちでしたのです。

[飯塚俊之委員]

そういう認識でおられたということですが、昨年8月1日には、現有の本庁・支所を有効活用し、新庁舎は作らないということが決まっています。それがベースにあるのではないですか。斐川町長が言われたことが首長の認識で、それで合庁に入る・入らないという進め方はおかしいと思います。

[西尾議長]

昨年8月1日の協議の前にそういう意識を持っており、執行部側からあえて新庁舎建設とか市庁舎改築云々という問題提起をしなかったと思います。我々は参加していない小委員会ではありましたが、我々としては、すっかり「新庁舎は合庁」という考えでした。

もう一つは、できるだけ節減しなければいけない財源状況の中で、合併特例債が市庁舎建設に当てはめられることも確認が取れなかったのです。だから節減する、財源が大変だということで、合庁の中に入れば、土地代、建物代が多少かかるかもしれないがベターではないか、という思いが募っていたのです。

[飯塚俊之委員]

確かに当時の小委員会の中では、合庁の活用という話もあったり、現在の庁舎は狭すぎるという話もありましたが、道路拡幅で場所がなくなるから狭くなるという話は全くなかったわけです。だから、その段階では情報として出しておくべきだったと思いますし、今こうなってみると、分かっていたものを、なぜ大切なことを今頃になって出されるのか、私もこういうことを言いたくありませんが、そのように思わざるを得なくなってきました。

[西尾議長]

合併事務局との連携プレーが悪かったということがあるとすればお詫びいたしますが、我々の気持ちはそこに傾いていたということです。斐川町長の提案ではありましたが、我々も主体的に合庁利用ということが当時の判断としてはベストでした。他方、県道の拡幅というのは、飯塚委員が言われるように前から決まっていた話で、19年、20年という时期的なことまでは確認できていませんでしたが、最近になってそのことも確認しました。合庁の建物の構造なども、合併協議の最中に出かけて測量調査ということもできませんので遠慮していたのですが、今年に入って内々調査させていただいたところ、やはり市庁舎としての構造で作られていないということです。見れば分かると言われるかもしれませんが、執務面積は現在の市庁舎の倍近くありまして、

かなり事務室は取れるという状況にはあります。しかし、市民のみなさんへのサービスを行う庁舎としては作られておらず不便であり、議会の場所もどこにするかはっきり分からなくなるというようなことで、問題があるということが明確になってきたということでございます。

[岩石委員]

資料の確認ですが、資料3の1ページに「新市建設計画（P7）に位置付けているところであります」と書いてありますが、どの資料の7ページにあるのでしょうか。教えていただけるとありがたいです。

[西尾議長]

「21世紀出雲の国づくり計画」の7ページの「世界にひらく新市都市空間【都づくりプロジェクト】」のうち、「新市中核都市機能整備事業」のところの「庁舎整備」です。

[岩石委員]

確認の意味で読み上げますが、「世界にひらく新市都市空間」として四角で囲ってある中の黒丸の1個目、「新市中核都市機能整備事業」の括弧の中の「庁舎整備等」ですか。

[西尾議長]

それです。

[岩石委員]

確かに書いてあることは認識していますし、この資料も読みました。しかし、新市の本庁舎を整備するという認識では全然ありませんでした。

もう一つ申し上げますと、2市5町の合併協議の中で、と飯塚委員も言われましたが、確か最後の頃に、合庁は使えないというようなご説明が誰かからあったような気がします。なおかつ、新市庁舎は建てないとおっしゃり、どなたかが質問されて、借室をいっぱいします、周りで借室をきちんとして、新市の本庁舎として機能させますとおっしゃっておられました。新市の本庁舎として機能できるものを、わざわざ借金までしてなぜ改めて建てるのですか。なぜ改築しなければいけないのですか。2市5町の時に、建てなくてもいい、建てるべきではないと小委員会で決められて、なおかつ、確かに借金の条件はあったかもしれませんが、建てなくてもいいとわざわざ決められたものを、改めてこの段階に至ってなぜ建てなければいけないのですか。そういう話がポンと出てくるのですか。なおかつ、「新市発足にあたっては、早急に庁舎整備の然るべき検討委員会を設置し」と書いておられますが、終わってから、合併がきちんと済んでからの話ですよ。私の認識が間違っていれば申し訳ありませんが、「庁舎整備等」とあるのは、しばらく使ってみて、本当の意味で手狭になれば改築は当然出てくる、という認識でした。それを大上段に構えて、「本庁舎を建てます」となぜここで宣言しなければいけないのか、本当の意味での理由を聞かせていただきたいと思えます。

[西尾議長]

もう一度明確にしておきますが、少なくとも私のまとめの中では、合庁活用ということが大前提としてございました。他方、税源の節減ということ、合併特例債が活用できるかどうか分からないということ、その中で本庁舎の東側の道路が拡幅されてくる、どうしても立ち退くか改築しなければいけないということであるならば、合庁を取得するというので、2市5町であるならば、合庁の機能、担当分野、所管エリアが同じということであり、これは島根県としても受けていただけるのではないかという思いの中で整理していました。2市5町でまとまっていれば、必ずそういう方向に持って行かなければならない気持ちでいたことは間違いございません。小委員会でどういう説明があってこのことを避けていたということになっているのか定かではございませんが、決して避けるとか隠すとか、そういうことのない形で行かなければならないという思いでいるところでございます。「今回突然」とおっしゃいますが、特例債も活用できるということ、斐川町が（単独で）残っているので合庁へ移転するということもなかなか難しい、すぐに明け渡すことは難しい、そして、機能的・構造的にもなかなか使いにくい、このようであるならば、この際、合併協議ではこれまでたくさんの重要案件がありましたので、1つ1つを追って行って、これは議案ではありませんが、最終段階では報告しておかなければいけないのではないかとということです。私たちの考え方は、良心的に考えても、透明化、公開ということを考

えても、これに触れずに最終局面に向かうのはいかなものかという思いで私たちは触れさせていただいているわけです。突然ではございません。色々と考えて段取りを追って、この段階でまず報告をしておくということです。議案ではなく、新市においてのご検討でございます。新市において検討委員会を設けても、今のようなご議論がたくさん出てきまして、色々否定的な意見も出てくるわけでございます。その中で十分ご議論いただくということであり、そして、決してプロジェクトが中止になるものではございませんし、先行すべきものはたくさんございます。学校、保育園、幼稚園、福祉施設、色々ございますので、そういうものを検討しながら、それらに配慮しながら、なおぎりぎりマネージしていくことが新執行部に課せられた課題であり、そこが行政としての能力の問題であろうかと思えます。住民のみなさまには、よくよく交流、協議を重ねながら対応していくべき課題であると認識しているところでございます。

[古福委員]

今色々とお聞きしていますが、要するに新庁舎については、増改築ではなく、あくまでも新しく建て直すということでございますね。

それと、もし今後検討委員会を立ち上げられておやりになるとするならば、いつ頃、場所はどこなのかということ。旧出雲市だけが候補地ではありません。色々な条件その他テリトリーを見ながら考えますと、大社にも非常にいい所があります。そこのところを私ははっきりと申し上げたいと思えます。

それと、職員の255名の削減ということがありますが、これに対して、本庁と支所の関連と受け皿のことが具体的にしていれば、この問題も説明していただきたいと思えます。

[西尾議長]

まず、増改築はなかなか難しいと思えます。27m道路になりますと、どうしても今の庁舎は削らなければいけない所が出てきますので、それを後ろに増築するわけにはなかなかいきません。もう少し北の方に土地を買い足すなりしてあの土地の中で建て替えるか、別の場所ということであれば、大社もあれば平田もバイパス沿いもあり、色々候補はあるわけです。場所とか時期といったことは、この場で論ずることは難しいのではないかと思います。やはり新市になってから、もう少し慎重かつ時間を取って、ゆっくり委員会を立ち上げて検討を進めて行く課題ということでございます。今は話題的なことは言い得ても、本当に議論として「こういう考え方です」と論じ合うには時期尚早で、色々な考え方が出てくるのではないかと思いますので、その場合は、よろしくご対応をお願い申し上げる次第であります。

本庁舎の配置の問題を事務局から説明してください。

[妹尾局長]

組織機構の整備につきましては、前回の協議会でも説明しておりますが、個別の整備方針によりまして、現在の出雲市庁舎を本庁とし、その他の役場を支所とするという考え方にしています。合併当初におきましては、現時点では、先ほど説明しましたが、200名程度が本庁へ集約されるものと考えております。従って、現在の出雲市役所の収容能力から考えますと、近隣施設を借り上げる必要が出ているということでございます。その後の本庁の人員につきましては、ある程度3年を経過した時点で支所の機能・組織を見直す中で、更なる本庁への集約等が考えられるわけでございますので、これによってどの程度の人数を収容するのかということが具体的にあってこようかと思えます。現時点では、その数字の把握は難しいと考えております。

[西尾議長]

どういう職務分担で、どういう組織を増強しなければいけないのか説明してください。

[石田次長]

合併当初は、本庁へは当然管理部門を集約していかなければいけません。総務とか各種事務局といった共通部分は一本化するということです。事務局長が説明しました200名の集約というのは、そうした管理部門を支所部門から本庁に集約してくるということです。現在本庁に約480名いるところにプラス200名ということで約700名近くになります。

[西尾議長]

現在いる400名は、管理部門もありますが、出雲市民の福祉とか教育とかサービス部隊が大多数を制しています。これに2市4町全域にわたる管理部門を追加しなければならないということです。だから、現在の出雲市役所にいる職員を減ずればいいのではないかとと言われても、あれはあれで支所を兼ねた本庁ですので、8万8千の出雲市民のサービス業務を行いながらプラスアルファの2市4町の管理部門、徴税もあれば政策もある総務もある消防もある、全部を集約するというのであれば、200人ぐらいの増員が必要だということです。この扱いをどうするかということで我々は検討しているところでございます。

2市5町で斐川町も入れれば、丁度合庁の機能と同じで、そこで一緒にやればいいのではないかという思いが募っていたわけですが、斐川町の離脱、そして島根県においても、そういうことがあって色々区分けが大変だという思い、また、構造上、機能的な面でもベターなものを考えた時には少し無理があるのではないかとということ等々でございます。

[古福委員]

先ほど三好委員もおっしゃいましたように、今日から大社町も住民説明会があるわけですから。そうすると、色々な立場立場で質問が出てきます。それに対していい加減な答はできません。法定協というものは非常に尊重しなければいけないわけですので、そういう意味におきましても、これは私の要望ですが、例えば、就労の場の創出ですとか、少子化の問題あるいは環境等々の問題につきましても素晴らしい計画が立てられておりますが、計画倒れになってはいけません。庁舎建設の問題も早急に検討委員会を立ち上げていただき、それぞれの立場立場で責任を持っていただいて、まじめに前進、前進、また前進してください。

[西尾議長]

どうも恐縮です。

これは今日の協議で決定することではございません。現在の認識を報告ただけでございまして、これを受けて新市においてどう料理するかということで、これはまた自由にやっていただくテーマであります。他の議案は「決定」ですが、これは決定ではなく、こんな問題もありますということでご報告し、問題を分かっただき、全ては新市になってからということで、なおその時には、今日ご注意いただいておりますように、先行すべきもの、若干遅らせてもいいもの、そして財政の状況等色々ご勘案いただいて、立派に新市としてまとまって行くよう願っているところでございます。

今日のご議論は、新執行部、新議会において十分頭に入れてがんばられるものと思っているところでございますので、今日はこれを報告という形でご了承いただければと思います。よろしゅうございましょうか。

～了承～

それでは、この問題については、今後ともよろしくお願いいたします。

報告の3番目、先ほど私の方から若干説明してしまいましたが、合併協定調印式と記念講演会について事務局から説明してください。

[妹尾局長]

～資料4（「合併協定調印式・記念講演会について」）について説明～

[西尾議長]

このことについてはよろしゅうございますか。

～了承～

ありがとうございます。

6 その他

[西尾議長]

それでは、いよいよ本合併協議の終了の段階に立ち至りました。

今日まで長い道のりがありましたし、この半年間、本当に色々な行事がたくさんある方々、お忙しい方々に差し繰っていただきまして誠にありがとうございました。最後に言っておきたい所感ないしお気持ち、あるいは質問でもよろしゅうございますが、この機会に何かございましたらよろしくをお願いします。

～意見なし～

7 閉会

[太田参与]

以上をもちまして、第10回出雲地区合併協議会を閉会いたします。

閉会にあたり、西尾会長がごあいさつ申し上げます。

[西尾会長]

本合併協議会は、いよいよ終了でございます。

思えば平成13年10月、2市5町による出雲地区合併研究会を立ち上げて以来、任意協議会あるいは法定協議会という長い道のりを経て今日に至ったわけでございます。特に、遺憾なことではございましたが、斐川町の離脱を受けての2市4町での合併協議会を本年3月18日に改めて設置いたしました。この間約半年でございましたが、先ほど冒頭のあいさつで申し上げましたが、通算104回、この4月からだけでも数10回の会議をそれぞれ開いていただきまして、日夜にわたるご協議を重ねていただいた結果、今日全ての協定項目について基本的な合意をみたところでございます。この間、委員のみなさまには本当にありがとうございました。また、関係機関のみなさま方のご協力、ご支援に深く感謝申し上げる次第でございます。

市町村合併については、今日の交通・情報ネットワークの劇的な変化の中で、2市4町の生活圏の一体化と産業・教育・文化・福祉の相互協力のネットワークが実質的なものと現在なっているわけでございます。また、国、地方を通じた未曾有の財政難の中で、一層の合理的な行財政サービスの展開が求められているという、こうした基本的な状況を背景といたしまして、我々の主体性と創意工夫により協議に取り組んできたところでございます。

この合併協の中での協議において、意見の相違、調整の難しさが本当にたくさん出てきたところでございます。基本的な問題が色々ありました。これらの背景といたしましては、これまでの各地域の行政の実績、産業・福祉・文化万般にわたるそれぞれの地域社会の自主性あるいは特色が損なわれるのではないかと、あるいは、行政サービス、各種便益施設に不便を来たすのではないかと、圏域における発展の格差が更に拡大するのではないかとというような、懸念やご心配がまずあったわけでございます。他方、2市4町一体化によるところの行財政基盤の強化によって、この地域社会、出雲圏域を充実発展させ、住民のみなさまの生活の一層の安定・充実を図ることの必要性、この双方の考え方のバランスをどう取っていくか、その都度この問題が、我々の協議に時間がかかる理由の根本としてあったわけでございます。

従いまして、今回基本的な合併協定項目の合意を得たわけでございますが、この合意形成の過程で表明されました色々なご懸念やご要望、特に構成各市町の主体性あるいはこれまでの実績の尊重を基本として、全体の発展を図りつつ、それぞれの特色を活かし、各市町の継承発展を念頭に置きながら、新市14万7千住民のみなさまの幸せを願ってがんばっていかねばならないところであるということ、我々は共通に痛感しているところでございます。

更に付言して言えば、今回、全域1区の新市議会議員の選出の仕組み、あるいは旧市町単位での自治区の設置について合意いたしました。こうしたことについては、こういう制度を設けること自体で事が達せられるわけではなく、むしろこの制度を活かして、実質的に各地域の自立的な発展と、新出雲市全体の一体化と更なる充実、飛躍が実際に確保されることが何よりも肝要であり、この目的に向かって我々は新しい制度を活用していくということについて、相互の信頼関係及び相互理解を深めていかなければならないと信ずるものでございます。

この簸川平野全域にわたりまして、我々に文書で残されている歴史資料を紐解きましても色々な事案がござ

いました。地域間での農業における水の問題、学校の配置の問題等々、色々お互いに言い合ったり、場合によっては、論争、闘争ということもあったわけですが、これを乗り越えて今日の我々の簸川平野全域の発展の体制が、まさに今歴史的な業績として築かれようとしているところでございます。我々はここに、この歴史的な合意をもってこれを確認し、島根県、あるいは全国にわたって光り輝く日本のふるさと出雲の國、出雲新市に向かって、14万7千人のみなさまと共にがんばって行くべきではなかろうかと思うところでございます。

最後に、この協議会の委員のみなさまの今日までのご努力、ご尽力に深く感謝し、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも未永くこの歴史的な成果を見守っていくことができることを願っているところでございます。また、今日までの合併協議に際しまして、後ろに控えておりますが、色々日夜にわたって膨大な資料作成、会合のセット、連絡調整等にご努力いただきました事務局職員のみなさま方、また、構成2市4町の職員のみなさま方、そして2市4町にわたる各種関係団体のみなさま方、それぞれ色々な局面でお世話いただいたところでございます。ここに改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げますところでございます。

それでは、この2市4町による合併協議をここに閉じさせていただきます。誠にありがとうございました。

[太田参与]

以上をもちまして、第10回出雲地区合併協議会を終了いたします。

以上